

# 伊勢市公共施設等の脱炭素化方針

## 1. 目的

本市は地球温暖化対策の取組を推進していくために、令和4年10月に「ゼロカーボンシティいせ」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガス<sup>(※)</sup>排出量を実質ゼロにすることを目指している。

また、第3期伊勢市環境基本計画において、市の事務事業における温室効果ガス排出量を2030年度までに、2013年度と比較して50%削減の目標を掲げている。この方針は、その取組の一環として、今後の脱炭素化に向けた公共施設の整備方針や公用車の導入方針を示すものである。なお、本方針で「トン」表示する数値は温室効果ガス排出量を示すものとする。

※温室効果ガス・・・地球温暖化の主な要因となっている気体で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている。

## 2. 公共施設における脱炭素化の取組

### (1) 温室効果ガスの削減目標

公共施設における電気・燃料の消費等により排出される温室効果ガスについては、本庁舎の改修や病院の建替え等により12,202トンに減少している。今後、更なる省エネ対策とともに、電力の脱炭素化についても取組を進め、約4,400トンの削減(2022年度比)により目標達成を目指す。

2013年度(基準年度)	2022年度(実績)	2030年度(目標年度)
15,649トン	12,202トン	7,824トン

### (2) 取組の対象とする施設

市が保有する全ての公共施設とする。

### (3) 取組の内容

#### ① 既存施設の省エネ対策により約900トンの削減を目指す

##### ア. 既存施設の改修にかかる取組

施設の改修においては、省エネ対策によって、エネルギー消費量を可能な限り削減する。

##### イ. 既設施設の LED 照明化の取組

LED 照明への切り替えは、各施設の照明設備の設置状況を把握したうえで、省エネ効果とともに、施設規模、点灯時間、施設の改廃予定などを勘案し計画的な導入により温室効果ガス排出削減を目指す。

施設管理部署は、所管施設の蛍光灯<sup>(※)</sup>の設置状況を把握するとともに、速やかに更新時期を検討する。

※一般的な蛍光灯は、水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議において 2025 年から 2027 年にかけて順次、製造廃止することが決定している。

#### 【主な設備等の設置基準】

	太陽光 発電設備	EV 充電 設備	V2H <sup>(※)</sup> 又 は蓄電池	高効率 空調・換気	LED 照明	人感セ ンサー	高断熱 複層窓
新規設置 施設	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
既存施設 の改修	○	○	○	○	◎	○	○

・「◎」は原則実施とし、「○」は可能な限り実施とする。ただし、施設の規模・性質を踏まえ環境効果を見極め、長期的な費用負担、設置時の費用を勘案し検討することとする。

・太陽光発電の容量は、発電した電力を自己施設内で消費できる規模を目安とする。

・EV 充電設備の検討にあたっては、施設管理者は資産経営課と協議を行うこと。

※V2H (Vehicle to Home)・・・EV 車両等の電池から建物へ電力を供給する仕組み。

#### ② 公共施設マネジメントの推進により約200トンの削減を目指す

公共施設マネジメントの推進により計画的に施設の複合化や廃止等を進め、温室効果ガス排出削減を図る。

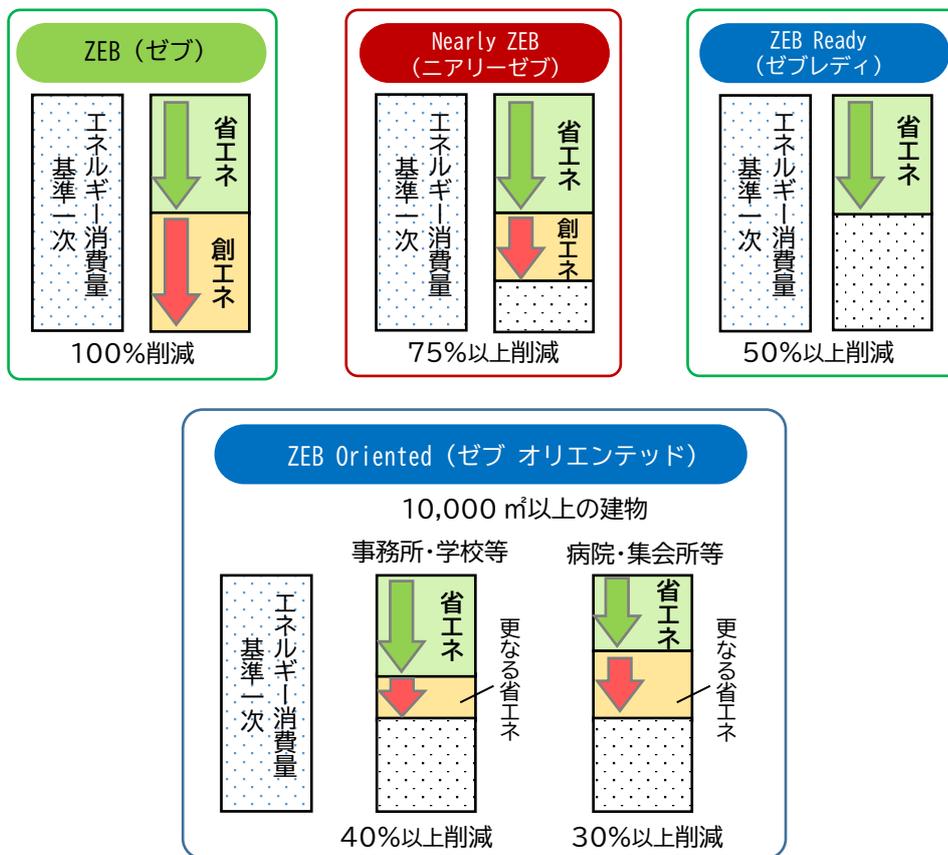
#### ③ 再生可能エネルギー由来の電力利用により約3,300トンの削減を目指す

目標の達成に向けては、公共施設における電力そのものの脱炭素化が不可欠であるため、先進自治体の取組を参考に、メリットや事業リスクなど最適な利用方法等について整理し、再生可能エネルギー由来電力の導入について検討を進める。

#### ④ 新規設置施設にかかる取組

新規設置の施設においては、省エネ対策によって基準一次エネルギー消費量（省エネ対策を行わない場合のエネルギー消費量）を削減（事務所・学校等は40%以上、病院・集会所等は30%以上を削減）することに加え、太陽光発電等の再生可能エネルギーを最大限導入し ZEB<sup>(※)</sup>Oriented 相当以上を目指す。

※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)・・・大幅な省エネルギーと、創エネルギーによりエネルギー消費量をゼロにする建築物。ゼロエネルギーの達成状況に応じて、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented 等が定義されている。



#### (4) 留意事項

- ①脱炭素化とともに災害時の電力供給についても十分に考慮すること。
- ②施設管理部署においては、設備・機器の共有化など効果的、効率的な管理手法について検討すること。
- ③補助金の活用を検討すること。
- ④脱炭素化の検討にあたっては、営繕課及び環境課と協議を行うこと。

### 3. 公用車における脱炭素化の取組

#### (1) 温室効果ガスの削減目標

公用車の走行により排出される温室効果ガスについては、これまで燃費改善やごみ収集業務委託等によるガソリン等の使用量減少により327トンまで減少している。今後は、更なる公用車の電動化・小型化とともに燃費改善や効率的な利用についても取り組み、約40トンの削減（2022年度比）により目標達成を目指す。

2013年度（基準年度）	2022年度（実績）	2030年度（目標年度）
580トン	327トン	290トン

#### (2) 電動車の定義

電動車とは電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車とする。

#### (3) 対象とする車両

伊勢市が導入（リース含む）する全ての自動車とする。ただし、マイクロバス、塵芥車、消防車両などの特殊な車両は除くこととする。

#### (4) 導入にあたっての基本的な考え方

- ①新規導入、更新する公用車は原則、電動車とする。ただし、代替できる電動車がない場合や著しく高額であるなど導入が困難な場合は、特に排出ガスが少なく、かつ燃費性能に優れた自動車を選定する。
- ②新規導入、更新の際は、用途に応じた適切な大きさの自動車を選定することとし、より小型で低排気量の自動車への更新を検討する。
- ③軽自動車を導入する場合は、電動車とガソリン車との環境性能差がわずかであることから、現時点では燃費性能が優れたガソリン車を含めた検討を可能とする。

#### (5) 留意事項

- ①電気自動車は、二酸化炭素を排出しないことに加え、災害時の電力供給源とし

て活用できることも十分に考慮すること。

- ②公用車の統括管理部門においては、保有台数を適正化するため、庁内での所管替えや共有化はもとより、公用車の効果的、効率的な管理手法について検討するとともに、近距離の移動の場合は、公用自転車の利用促進を図ること。
- ③補助金の活用を検討すること。
- ④自動車の寄付や無償貸与を受ける場合は、本方針を示し、配慮を求めること。
- ⑤自動車の選定にあたっては、資産経営課及び環境課と協議を行うこと。

## 4. 導入方針の見直し

---

本方針は社会情勢の変化、省エネ技術の進歩や普及状況等に合わせて適宜見直しを行うものとする。

## 5. 適用

---

本方針は令和6年7月1日から運用する。